

植物品種等の知的財産を活用したクラブ制による価値創出

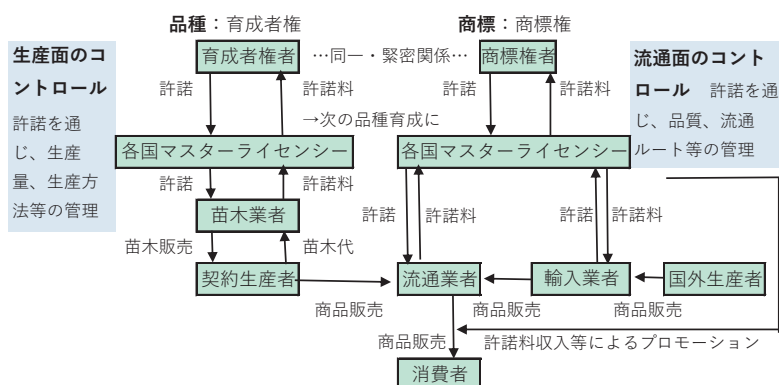
ー我が国権利者・生産者がかかわる取組事例の分析ー

食料領域 主任研究専門員 内藤 恵久

農産物の付加価値の向上・創出は、農政推進上の大きな課題ですが、様々な知的財産の活用はその有効な手法と考えられます。本研究では、こうした手法の一つとして、品種及び商標を活用して、生産から流通までをコントロールし付加価値の向上を図る「クラブ制」に着目し、我が国の権利者・生産者がかかわる取組事例におけるバリューチェーンの構造やガバナンスの実態を分析しました。

1. クラブ制とは

クラブ制は、①青果物の新品種のブランド形成を図ることを目的とし、②育成者権と商標権という2つの知的財産を利用した契約（ライセンス）関係により苗木から果実までを統一的に押さえ、そこからロイヤルティを生み出して運営費を確保し、③品質・量・価格をコントロールしながらマーケティングとブランド防衛を行うライセンス・ビジネスの一種です（プロマージャパン、2010）。「知的財産権に基づくバリューチェーン全般のコントロール」と「権利者・各段階のプレイヤーの互恵的な連携」が主な特徴となっています。（第1図）



第1図 クラブ制の概念図

資料：筆者作成。

クラブ制では、一般の産品との差別化が可能な「優良な品種」とこれに関する権利（育成者権）が前提となります。また、その品種の生産物を販売する場合等に「商標」が使用されます。育成者権者・商標権者等が取組の中心となり、育成者権により主に生産面のコントロール（種苗木生産数の制限、生産者の限定、生産基準の設定等）が、商標権により主に流通面のコントロール（商標使用基準の設定、販売可能地域の限定等）が、それぞれ行われます。育成者権・商標権の許諾料の一部は、次の優良品種の育成や、

マーケティング費用・ブランド防衛費用等に充てられます。

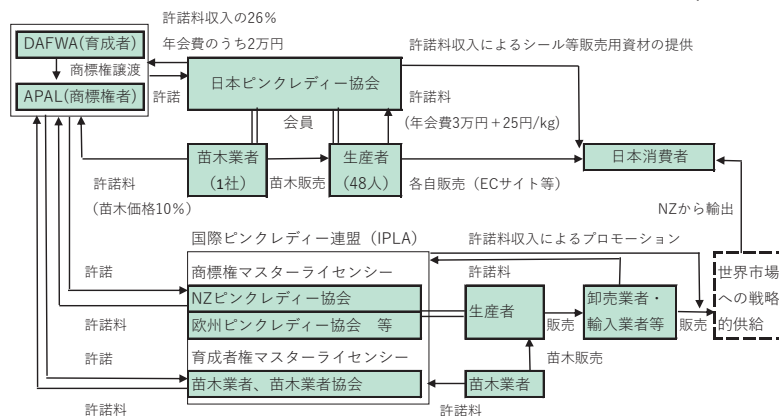
2. 調査事例とその分析

以下では、分析を行った事例のうち、①ピンクレディー（リンゴ）、②シナノゴールド（リンゴ）、③安代りんどう（リンドウ）の取組の概要をご紹介します。なお、他の事例を含めた分析の詳細は、今後公表される予定の研究成果報告書をご参照ください。

【ピンクレディーの取組】

「ピンクレディー」は、リンゴ品種Cripps Pinkの販売上の商標名であり、一定の基準を満たす果実のみがその名称で販売されます。商標権者はりんご・なしオーストラリア（APAL）であり、ピンクレディーとしての販売にはAPALの許諾が必要です。

我が国では、日本ピンクレディー協会が商標権のマスターライセンスとなり、協会の会員である生産者に商標権の使用を許諾しています（第2図）。APALからは商標の使用基準が示され、また世界的な販売戦略について各国のライセンスとの協議が行われますが、標準価格の設定等の細かい指示はなく、バリューチェーンのガバナンスとしては、APAL



第2図 ピンクレディーのグローバルバリューチェーン

資料：ヒアリング調査に基づき、筆者作成。

が商標権に基づき一定のコントロールをしつつも、協会に相当の決定権が与えられています。

世界的に見ても、各国の日常的な商標使用の管理は現地のマスターライセンスに任せられ、その結果、許諾料のうちAPALに支払われる部分が少ないが、管理も分権化しておりAPALの初期投資やリスクは小さいと指摘されています（黄，2013）。

【シナノゴールド（「yello」）の取組】

「シナノゴールド」は長野県果樹試験場が育成した黄色系のリンゴです。日本での育成者権者は長野県で、このリンゴのEUでの商標「yello」は長野県と南チロル果物生産者協同組合（VOG）とで共有されています。

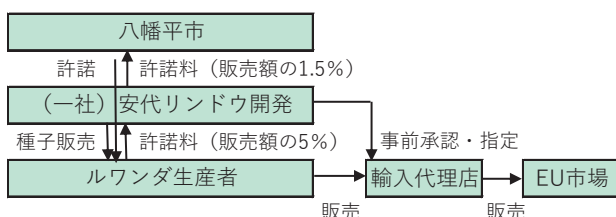
シナノゴールドについては、長野県とVOG等との長期にわたる協議を経て契約が結ばれています。EUでは育成者権の取得ができなかったため、商標の許諾を通じてVOG等の組合員のみに品種利用を認めています。組合員が生産したリンゴを「yello」の商標を使用して販売し、許諾料の一部を長野県に支払います。契約で日本への輸出禁止等が定められているものの、生産・流通のコントロールはVOG等に任されており、バリューチェーン全体の中での長野県の役割は、品種利用を認め許諾料を受け取ることにとどまっています。このような事情もあり長野県に支払われる許諾料の水準は必ずしも高くありません。

なお、VOG等はEU以外にオーストラリア等5か国の生産者に許諾をすることができるとなっており、この生産者のネットワークにより「yello」を世界的に展開する取組が始まっています。

【安代りんどうの取組】

「安代りんどう」は八幡平市が育成した複数の品種で構成されており、同市が育成者権者となっています。国内でも、育成者権を活用した取組が行われていますが、ここではEUへの切花供給に向けたルワンダでの生産の取組を紹介します。

EUへの輸出は、かつて日本からも行われましたが、現在はルワンダで生産し輸出する形となっています（第3図）。生産者は1社のみであり、生産に当たっては、八幡平市、安代りんどう開発（日本の生産者を構成員とする一般社団法人）、当該生産者



第3図 安代りんどう（EUへの切花供給関係）のグローバルバリューチェーン

資料：ヒアリング調査に基づき、筆者作成。

との間で生産・販売に関する契約が結ばれ、許諾料の支払い、販売期間、販売方法等が定められています。生産面の技術指導は日本側が行います。輸出はりんどう開発があらかじめ承認・指定した代理店を通じて行い、輸出先の最終的な決定権は日本側にあります。なお、日本からの輸出と競合しないよう、販売期間が10月～6月に限定されています。このように、ルワンダでの生産・輸出に関して、我が国権利者を中心に、生産・流通が厳格にコントロールされています。

3. まとめ

取組事例の分析から、①品種・商標の知的財産を活用して、バリューチェーン全体をコントロールし、付加価値の向上を図る取組が、我が国の権利者や生産者がかかわる形で一定程度進展していること、ただし、我が国の権利者が中心となって、チェーン全体をコントロールする取組は少ないこと、②ガバナンスについては、誰がコントロールを行っているかは事例により異なっているが、権利者等によりバリューチェーンを通じた管理・統制が行われており、拘束的なものとなっていること、一方で、権利者のほか、各地域の代理店、生産者、流通業者等関係者との連携・分担が重要となっており、長期の関係性の構築が重視されていること、等が明らかになりました。

取組事例からは、知的財産の活用により付加価値の向上を図る上で、許諾料収入のみの獲得ではなく、知的財産によりバリューチェーン全体をコントロールし、価値の創出・獲得を目指す視点が重要であると考えられます。一方で、コントロールの中心となり、多くの価値を獲得していくためには、マーケティングや当該地域での生産・流通体制の整備、現地代理店・生産者との関係構築等に関し、能力・資源が必要であり、これにどう対応するかに課題があると考えられます。我が国では、育成者権の保護・活用を図るための「育成者権管理機関」の創設が進んでいますが、この課題にどのように対応していくかが重要と考えられます。

いずれにせよ、知的財産の活用は、付加価値の向上や海外からの収益獲得に重要です。弘前大学が育成したりんご品種（きみと）の南アフリカでの生産など新しい取組も出てきていることから、今後の展開が期待されるとともに、その推進を図っていく必要があります。

【参考文献】

- 黄孝春（2013）「品種経営：ピンクレディーシステムの事例」『人文社会論叢 社会科学編』（29）：173-194
- プロマージュジャパン（2010）『「ピンクレディー輸出戦略に学ぶ」調査報告書』